

「ご相談ください！」

認知症初期集中支援チーム

市では、平成28年4月から
茂原市地域包括支援センター
(市役所2階)に「認知症
初期集中支援チーム」を設置
し、認知症サポート医、保健
師、社会福祉士等の専門職が
1つのチームとして活動して
います。

認知症初期集中支援チームとは？

「認知症初期集中支援チー
ム」とは、医療・介護の専門
職が、家族からの相談等によ
り、認知症が疑われる人や、
認知症の人およびその家族を
訪問し、必要な医療や介護の
導入・調整や、家族支援など
の初期支援を包括的、集中的
に行い、自立生活のサポート
を行うチームです。

チームが行う支援内容

チーム員である保健師や社
会福祉士などがご自宅に訪問
し、ご本人やご家族に次の支

援を行います。

- ・ 認知機能の低下による生活
上の問題点等の確認
- ・ 生活環境の改善やケアにつ
いてのアドバイス
- ・ 地域の社会資源の情報提供
- ・ 本格的な介護チームや医療
へつなげるための、最長6
カ月の集中的な支援

対象者および相談先

在宅で生活している40歳以
上の認知症の方などが対象で
す。詳細は、お住まいの地区
を担当している地域包括支援
センターへご連絡ください。

◆茂原地区

茂原市地域包括支援センター
道表1番地 市役所高齢者支
援課内(2階)
☎(20)1583

◆五郷・鶴枝地区

茂原市みなみ地域包括支援
センター
下永吉880番地
☎(20)2626

◆新治・本納・豊岡地区

茂原市ほんのう地域包括支援
センター
本納2818番地1
☎(36)2123

◆二宮・豊田・東郷地区

茂原市ちゅうおう地域包括支
援センター
小林2004番地1
☎(26)7525
お問い合わせは、
地域包括支援センター(2階)
☎(20)1583、☎(26)6788へ。

高齢者の 在宅生活を 支えます

市では、高齢者の皆さんの
在宅生活を支援するため、次
のようなサービスを行ってい
ます。

【あんしん電話事業】

市内在住の単身高齢者など
に、緊急時に外部と連絡を取
るための緊急通報装置とペン
ダントを貸し出します(電話
回線が必要)。

ボタンを押すとコールセン
ターにつながり、緊急時には

救急車の要請や、事前登録し
た協力員へ連絡をします。
※所得に応じて自己負担あり。

【家族介護慰労金】

介護保険制度において要介
護4.5と認定された方が、在
宅でかつ過去1年間介護保険
サービスを利用していない場
合、その方を同居で介護する
家族に慰労金を支給します。
※市民税非課税世帯が対象。

【家族介護用品支給事業】

要介護4・5の方を同居で
介護する家族が、紙おむつ等
を1割負担で購入できます
(事前申請が必要です)。
※市民税非課税世帯が対象。

※同居の介護者がいない場合
や、本人が入院中・施設入
所中の場合は対象外。

※社会福祉協議会で行ってい
る紙おむつの支給と本事業
の併用はできません。

【高齢者在宅生活支援事業】

①緊急時の短期宿泊
(ショートステイ)

在宅で生活している高齢者
で、要介護認定を受けておら
ず、基本的な生活習慣の欠如や
虐待・災害などで緊急的に支
援を必要とする方に対し、短
期宿泊を実施します。

利用料は1日あたり160
0円で、利用期間は原則とし
て1カ月に7日間以内です。

②緊急時の生活援助

(ホームヘルプサービス)
対象者は①と同じで、緊急
的に支援を必要とする方に対
し、生活援助を実施します。
利用料は1時間当たり30
0円で、利用回数は原則とし
て週2回以内です。

【徘徊感知システム事業】

徘徊する高齢者に徘徊感知
器を所持させることにより、
行方不明になった時、GPS
システムを利用して位置を特
定します。
※利用料など自己負担あり。

【福祉電話の貸与】

市内在住の単身高齢者で、
固定電話・携帯電話が無く、
近隣に扶養者がいない方に対
し、固定電話を貸し出しま
す。

※基本料金や1カ月30度数分
までの通話料は無料ですが、
携帯電話にかけたときの通
話料などは自己負担となり
ます。

お問い合わせは、

高齢者支援課(2階)
☎(20)1572、☎(20)1610へ。

【お詫び】 広報もばら4月15日号4ページ「ほのおか館」の記事において、優秀賞の作者の漢字に誤りがありました。正しくは「野田裕さん」です。訂正し、お詫び申し上げます。